



紹介状をお持ちでない方の 初診・再診に係る特別料金について



徳島県立中央病院
TOKUSHIMA PREFECTURAL CENTRAL HOSPITAL

令和元年 10月 8日

徳島県立中央病院長

- 「**医療機関の役割分担を進める**」方針に基づき、国は一定規模以上の大病院において、紹介状なしに受診した患者さん等から「特別料金」の支払いを受けることを義務化し、当院もその対象となっております。
- 対象となる患者さんからは、初診料・再診料（外来診療料）と別に、平成 30 年 9 月 1 日から下記特別料金を全額自己負担でお支払いいただいております。
- ※このため、当院の外来受診を希望される方は、まずはお近くのかかりつけ医を受診し医師とご相談ください。

「特別料金の内容」

・ 紹介状なしで初診を受けられる方 （特別初診料）	5,500 円 （消費税 10%を含む）
・ 他の医療機関に紹介したにもかかわらず、 自身の選択により当院を再度受診される方	2,750 円 （消費税 10%を含む）

※ただし、緊急その他やむを得ない事情により来院した場合は除きます。緊急その他やむを得ない事情とは、救急車による来院（軽症は除く）、即日入院した場合、国の公費負担医療制度・県単独の公費負担医療制度（特定の障害・疾病等に着眼したもの）の受給対象者、HIV 患者、労災対象者（労災へ請求）です。
※子どもはぐくみ医療費助成制度受給対象者の方も、紹介状なしで上記要件に該当しない場合は、特別料金をお支払いいただきます。

- 救急車による来院であっても、緊急重篤でない場合は特別料金をいただきます。
- 当院に受診歴のある方でも、以前の傷病が治癒し、新たにかかる場合は初診となります。
また同じ病名・症状であっても、患者さんが任意に診療を中止し、1か月以上経過した場合は初診となる場合があります。